香川県	高松市	六級地
	坂出市	七級地
福岡県	福岡市　春日市　福津市	五級地
	太宰府市　糟屋郡新宮町　糟屋郡粕屋町	六級地
	北九州市　筑紫野市　糟屋郡宇美町	七級地
長崎県	長崎市	七級地

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第二第一号中「四級地」を「五級地」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八九―四

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「一万二千円」を「一万三千円」に改め、同項第三号中「一万八千円」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千円」を「二万六千円」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千円」に改め、同項第六号中「三万五千円」を「三万八千円」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千円」に改め、同項第八号中「以上」を「以上二千キロメートル未満」に、「四万五千円」を「四万八千円」に改め、同項に次の二号を加える。

九　二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満　五万三千円

十　二千五百キロメートル以上　五万八千円

第五条第二項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ　法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用（法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ　派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣又は法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ　官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされたこと。

ニ　規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職したこと。

第五条第二項第七号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

2　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十二条の二第二項に規定する三万円を超えない範囲内で人事院規則で定める額は、二万六千円とする。

附則第三項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（人事院規則九―五四の一部改正）

2　人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「該当する職員」の下に「（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―九三―二

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第一項中「第十九条の三第二項」を「第十九条の三第三項第一号イ」に改め、同項第一号中「給与法第十条の二第二項に規定する管理監督職員」を「管理監督職員（給与法第十条の二第二項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

給与法第十九条の三第三項第一号の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務とする。

一　勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務（次号に掲げる勤務を除く。）

二　次項第三号に掲げる職員のうち事務次官、内部部局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第一項の官房及び局をいう。）の長その他これらに準ずる官職として人事院が定める官職を占める職員の勤務

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条　給与法第十九条の三第三項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一	一種	六千円
二	二種	五千円
三	三種	四千三百円
四	四種	三千五百円
五	五種	三千円

2　給与法第十九条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の項中「第三条」を「第四条」に改める。